

推進計画における 特許庁関連の項目について

総務部 技術調査課 企画班長 高山 芳之

I はじめに

我が国の知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産基本法」が、2002年11月に成立し、これに基づき「知的財産戦略本部」が2003年3月1日に発足しました。

その後、「知的財産戦略本部」は、2003年3月19日の第1回会合に始まり、2003年7月8日の第5回会合まで、比較的短期間の間に、非常に多くの意見を集約して、「知的財産の創造、保護及び利用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しています。

特許懇会員の諸兄諸姉も、「推進計画」自体は良くお読みになっていると思慮いたしますが、その策定過程で如何なる議論があったかについては、必ずしも、ご存じないのではないのでしょうか。

本稿では、「推進計画」のより深い理解に資するため、特許庁に特に関連が深い項目について、その策定過程において本部員や各種団体のどのような意見が反映されたのかを御紹介することとします。

II 各項目

1. 研究における特許発明の使用を円滑化する

(1) 推進計画での記載

研究活動における他人の特許発明の使用を円滑化するため、2003年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方を整理し、2004年度以降、大学・公的研究機関・民間企業等の研究現場に周知する。また、特許権の効力が及ぶ場合において、研究目的と商業的目的を区別したライセンス契約の普及、さらに米国国立衛生研究所（NIH）の指針を参考にした指針や立法措置等の可能性を含めて、幅広く内外の事情を調査し、大学・公的研究機関・民間企業等における特許発明の使用を円滑化するための措置を講ずる。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・2003年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究の範囲の明確化を図り、大学・公的研究機関の研究現場に周知する。さらに特許権の効力が及ぶ場合において、研究目的と商業的目的を区別したライセンス契約の普及や日本版バイドール制度の運用面における工夫、さらにガイドラインや立法措置の可能性を含めて、内外の事情を調査し、大学・公的研究機関における特許発明の使

用を円滑化するための措置を講じる。(川合本
員¹⁾)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

特許法第69条に係る「試験又は研究」の範囲の明確化は、(財)知的財産研究所における、今年度の研究テーマになっています。

2. 特許法の職務発明規定を廃止又は改正する

(1) 推進計画での記載

発明者の研究開発へのインセンティブの確保、企業の特許管理コストやリスクの軽減、及び我が国の産業競争力の強化等の観点から、社会環境の変化を踏まえつつ、所要の検討を行った上で、2004年の通常国会に特許法第35条を廃止又は改正する法案を提出する。

(2) 策定過程で有識者本部長や各種団体から寄せられた意見

- ・ 現行法35条のような規定を有するのは、我が国やドイツなど限られた国に過ぎず、グローバル化が進んだ今日、我が国が35条に固執する理由は乏しいと考えられる。このため、自立した発明者と使用者との交渉を促す意味でも、特許法第35条は廃止する。(御手洗本部長²⁾、下坂本部長³⁾、知的財産国家戦略フォーラム)
- ・ 特許法第35条第1、2項を残した上で、職務発明に対する対価の額は、企業において合理的なプロセスの下で定められた取り決めに委ねるべき。(野間口本部長⁴⁾、日本知的財産協会、大阪商工会議所)
- ・ 職務発明の対価の額の決定については、世界的な

潮流に合わせ、特許法第35条により裁判所が決定するのではなく、企業において合理的なプロセスのもとで定められた取り決めに委ねるべき。(日本経済団体連合会)

- ・ 企業と従業員の自主的な契約を尊重するため、特許法の規定を廃止又は改正する。(日本自動車工業会)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

職務発明制度の在り方については、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、検討が行われています。

3. 新規性喪失の例外規定を見直す

(1) 推進計画での記載

論文発表等により、発明の新規性が喪失することを防止するための新規性喪失の例外規定に関し、特許制度の国際的調和の議論の動向を踏まえつつ、新規性喪失の例外が認められる期間(グレースピリオド)の見直し及び要件の緩和を検討し、2004年度末までに結論を得る。

(2) 策定過程で有識者本部長や各種団体から寄せられた意見

- ・ 2004年度までに、新規性喪失の例外が認められる期間を6月から12月に延長するとともに、研究集会の開催主体に関する特許庁長官の指定要件の見直しや一定条件下での口頭発表の許容などの要件緩和を図る。新規性喪失の例外規定を有さない欧州に対しては、その採用を働きかける。(大阪商工会議所、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、知的財産国家戦略フォーラム)

肩書きは知的財産戦略本部が発足した当時のものです。

- 1) 川合 真紀：理化学研究所主任研究員
- 2) 御手洗 富士夫：キヤノン株式会社代表取締役社長
- 3) 下坂 スミ子：弁理士(下坂・松田国際特許事務所所長)
- 4) 野間口 有：三菱電機株式会社代表取締役社長

4. 国内優先権制度の弾力的運用を図る

(1) 推進計画での記載

大学等においては、基本的・原理的な発明がなされる場合が多く、また、その後の追加的な実験や、派生的な研究に基づく改良発明がなされる可能性が高い。これらの発明を漏れなく包括的に保護するために有効な国内優先権制度の利便性を高めるべく、出願当初の特許請求の範囲の記載の運用について、2003年度から検討するとともに、本制度の趣旨及び内容を十分周知する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

本記載は、2003年6月19日の総合科学技術会議により意見具申された「知的財産戦略について」と同様のものです。同会議の知的財産戦略専門調査会の専門委員から主に大学におけるニーズがあるとの意見が出されたことに基づき盛り込まれました。

5. 魅力あるデザインの創造を推進する。

(1) 推進計画での記載

2003年度以降、以下の施策を実施する。

- i) 戦略的なデザインの創造が促される環境を整備する。
- ii) 魅力あるデザインを創造する人材の育成を支援する。
- iii) 特許庁の保有するデザイン関連情報を公開・提供するための方策について具体策をまとめる。
- iv) 魅力あるデザインを創造するために有用なデザイン情報を整備し、広範な利用に供するための環境を整備する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・戦略的なデザインの創造を支援する。
- ・魅力あるデザインを創造する人材を育成する。
- ・魅力あるデザイン創造活動を促進するため、特許

庁の保有する審査資料等、デザイン関連情報を公開・提供するための方策について、2003年度末までに具体策をまとめる。

- ・魅力あるデザインを創造するための公共財としてのデザイン情報を整備する。(日本産業デザイン振興会、日本インダストリアルデザイナー協会)

6. 特許審査迅速化法（仮称）を制定する

(1) 推進計画での記載

熾烈な国際競争の中で企業の経営判断にスピードが求められる今日、特許審査の迅速化は、優れた発明の事業化を促し経済の活性化につなげるために不可欠である。特許審査の迅速化を図るためには、50万件にのぼる審査未着手案件（いわゆる滞貨）の縮減と、今後発生が見込まれる約30万件の審査請求の急増への対応が重要である。世界最高レベルの迅速・的確な審査を実現するため、審査待ち期間の短縮の目標を定め、あわせて、必要な審査官の確保、専門性を備えた審査補助職員の活用、先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化、特許法等の見直し、出願人等による出願・審査請求構造の改革等の総合的対策を推進する。なお、滞貨縮減のための臨時措置として、外部人材の活用により任期付審査官を配置し、任期終了後は知的財産専門人材としての活用を図る。さらに、関係法律の改正など、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法案（仮称）を2004年通常国会に提出する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・審査・審判体制を整備強化する。(野間口本部員、御手洗本部員、日本弁理士政治連盟、日本商工会議所)
- ・世界最高レベルの迅速な審査を実現するため、特許審査迅速化法案（仮称）を2004年の通常国会に提出する。(知的財産国家戦略フォーラム)

- ・特許審査迅速化法（仮称）を制定する。（久保利本部員⁵⁾）
- ・2008年度末までに、原則として審査請求から6月以内の特許審査終了を目指す。（久保利本部員）
- ・特許審査の迅速化は必要であるが、無審査に近い形での滞貨の一扫は不安定な権利によるリスク・負担が急増する。（野間口本部員）
- ・審査期間の短縮化を図るために、審査官の増員、弁理士の実務経験者・民間企業知財部門での実務経験者の任期付き任用による審査官の外部採用、特許庁OBや審査支援技術者（大学教授経験者、ポスドク、公的研究機関での研究経験者）の採用、補助職員の拡充を行い、あわせて組織管理体制を見直す。（久保利本部員、中山本部員⁶⁾、御手洗本部員、野間口本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟、バイオインダストリー協会、電子情報技術産業協会、大阪商工会議所）

(3) 特許庁での今後の取り組み等

特許審査迅速化については、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に、WGを設置して検討していく予定です。

7. 先行技術調査機関を育成し、その活用を図る

(1) 推進計画での記載

2004年度以降、大学・企業等が出願・審査請求を行うに際して、その発明の特許性を適切に判断することができるよう、民間における先行技術調査機関の機能の拡充・向上を図るための措置を講ずるとともに、特許庁の保有している先行技術の検索ツールの公開や先行技術調査のノウハウの対外的な移転を進める。また、より迅速かつ的確な特許審査を実現しつつ、更なる効率化を進める観点から、指定調査機関への新規参入の環境整備、指定調査機関が出願人等の依頼に基づいて先行技

術調査を行う制度、申請者への先行技術調査を義務付ける制度の可否等について検討し、2008年度末までに結論を得る。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・先行技術調査機関を育成し、その活用を図る。（久保利本部員）
- ・審査の一層の迅速化、効率化を図るため、現在行われている先行技術調査の外部発注を拡大する。また、特許性のある発明が出願・審査請求され、審査の迅速化に資するため、将来的な民間の先行技術調査能力の育成とその活用を図る。このため、2008年度末までに、以下のような方策について幅広く検討し結論を得る。
- ・指定調査機関の対象を拡大する。（バイオインダストリー協会）
- ・指定調査機関に対して先行技術調査を依頼できるようにする。（バイオインダストリー協会）
- ・指定調査機関に行われた先行技術調査の結果を特許庁に提示した場合には、審査請求料を減免する。（バイオインダストリー協会）
- ・審査請求を行う前に、特許庁に対し先行技術調査を請求できることとし、調査結果を待って審査請求できるようにする。（日本弁理士政治連盟）
- ・出願人に対し先行技術調査を義務付ける。（知的財産国家戦略フォーラム、日本弁理士政治連盟）

(3) 特許庁での今後の取り組み等

先行技術調査機関については、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に、WGを設置して、検討していく予定です。

5) 久保利 英明：弁護士（日比谷パーク法律事務所代表）

6) 中山 信弘：東京大学法学部教授

8. 出願・審査請求構造改革を推進する

(1) 推進計画での記載

- i) 出願・審査請求構造の改革を推進するため、出願者間のコスト負担を是正し適正な審査請求行動を促進する料金体系への移行に併せて、サーチ環境の整備や中小企業等を対象とする料金減免措置の拡充等の支援措置の検討を行う。また、出願人の理解と協力を得て、特許登録率の向上のための審査請求の厳選、権利取得の必要性が低下した出願の取下げ、実用新案制度の適切な活用等を含め、出願・審査請求構造改革を促すための施策を、2003年度以降推進する。
- ii) 適正な権利取得と明細書の充実等のために弁理士の役割は極めて重要であることから、日本弁理士会の理解と協力を得て、弁理士の果たすべき役割について検討を行い、2003年度末までに結論を得る。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・特許率が低いことが審査の効率を妨害していることに対しては、特許率の努力目標設定やガイドライン作成により、権利取得の見直しを出願人に要請する。(御手洗本部員、野間口本部員)
- ・審査請求を取り下げた場合には、審査請求料を返還する。(御手洗本部員、野間口本部員)
- ・出願から早い時期に製品実施され、製品実施期間が比較的短い発明に関する出願について、特許から実用新案への出願変更を奨励するため、審査請求料の全額返還や、実用新案登録料及び実用新案技術評価書の請求料の減額等を行う。(御手洗本部員)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

特許関連料金の改定等、出願・審査請求構造改革関連の法改正は、2004年4月1日から施行される予定です。

また、弁理士の果たすべき役割については、日本弁

理士会と特許庁で弁理士WGを立ち上げて、検討をしています。

9. ニーズに応じた審査時期を担保する

(1) 推進計画での記載

- i) 2003年度以降も引き続き、大学や中小企業の出願、外国関連出願、事業化が間近な出願などを優先的に審査する早期審査制度を更に周知し、その活用によって早期の権利化が必要な出願に適切に対応する。
- ii) 国際標準に関わる出願や実施化に時間が掛かる出願等に対しては、適切な時期における権利取得が図られるよう、分割時期の制限の緩和（例えば、特許査定後にも分割の機会を認める）や、出願人の申出に基づき審査着手を一定期間遅らせる制度の導入等の検討を行い、2003年度末までに結論を得る。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・迅速な審査が原則であるが、一律に迅速化するのではなく、国際標準に関わる出願や将来製品・技術に関わる出願については、審査を国際標準や製品化の動向に合わせるべき。(野間口本部員、御手洗本部員)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

ニーズに応じた審査時期については、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に、WGを設置して検討していく予定です。

10. 出願人との意思疎通を密にする

(1) 推進計画での記載

- i) 審査予定の出願や審査開始時期等の審査計画情報を出願人に提供するとともに、2003年度以降も引き続き、審査官等との直接の意見交換の機会に乏しい地方の中小・ベンチャー企業等を対象とした巡回審査・審判を推進する

など、出願人との連絡を密にする。

- ii) 2003年度以降も引き続き、関連する技術分野の特許出願等を一括して審査する関連出願連携審査制度を周知し、企業の戦略的な特許取得に向けた活用を促す。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・活用が迫っている特許出願等を対象とした面接まとめ審査の増強を行うと共に、面接機会の少ない地方の中小・ベンチャー企業等を対象とした地方面接（巡回審査、巡回審判）を推進する。（野間口本部員、下坂本部員）
- ・ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願について早期権利化ニーズに応えるため、早期審査制度の周知徹底と利用促進を図る。（野間口本部員、日本弁理士政治連盟）
- ・出願人による早期審査、面接審査、情報提供の活用に資するため、審査予定案件、審査開始時期等の審査計画情報を提供する。（下坂本部員）

11. 先端技術分野や国際出願に重点を置き、審査体制を強化する

(1) 推進計画での記載

- i) 2003年度以降、ライフサイエンス分野における審査官を3倍に拡充するなど、先端技術分野に関する出願や国際関連出願に重点をおいた審査体制を強化する。
- ii) 2003年度以降、先端医療等の先端技術の審査・審判、国際的な審査協力の推進等のため、審査官及び審判官の学会派遣や研修等を強化する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・ライフサイエンス分野における審査官を3倍にす

るなど、先端分野に関する出願や国際関連出願に重点をおいた審査体制を構築する。（森下本部員⁷⁾、日本経済団体連合会）

- ・先端医療等の先端技術の審査・審判、国際的な審査協力の推進等のため、審査官及び審判官の学会派遣や研修等を強化する。（下坂本部員）

12. 医療関連行為の特許保護の在り方を検討する

(1) 推進計画での記載

- i) 患者と医師の信頼関係の下で等しく行われるべき医行為等に悪影響を及ぼさないよう十分配慮しつつ、患者がより先進的な医療を受けられるなど、国民の保健医療水準の向上に資する有用で安全な医療技術の進歩を促進する観点から、医療関連行為の特許法上の取扱いについて幅広く検討するための場を設け、2004年度中の早い時期に結論を得る。
- ii) 2003年度以降、最先端の生命科学の更なる進歩と医療目的への利用を促進するため、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）、胚性生殖幹細胞（EG細胞）等を用いた発明について、生命倫理、科学技術政策、医療政策等の観点から、特許保護の在り方について検討する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・医療技術の更なる発展に資するため、医師による医行為等に影響を及ぼさない措置を特許法に明記した上で、医療行為を特許の対象とする。（森下本部員、知的財産国家戦略フォーラム、日本経済団体連合会、日本弁理士会、日本知的財産協会、日本弁理士政治連盟、バイオインダストリー協会、日本製薬工業協会、関西経済連合会、大阪商工会議所）
- ・2003年度以降、最先端の生命科学の更なる進歩と医療目的への利用を促進するため、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）、胚性生殖幹細胞（EG細胞）等を用

7) 森下 竜一：アンジェスエムジー株式会社取締役、大阪大学大学院医学系研究科助教授

いた発明について、生命倫理、科学技術政策、医療政策等の観点から、特許保護の在り方について検討する。(バイオインダストリー協会、日本製薬工業協会)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

2003年8月7日に、「人間を手術、治療又は診断する方法」の改訂審査基準が公表されました。

13. 実用新案制度を見直す

(1) 推進計画での記載

現在の実用新案制度では保護されないコンピュータ・ソフトウェアなど、ライフサイクルの短い技術や短期間に模倣品が出回る技術について十全な保護を図る観点から、実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与えることを検討する。このために、i) 保護対象の制限(物品の形状、構造、組合せ)の撤廃、ii) 保護期間(6年)の延長、iii) 特許と実用新案間の変更等、実用新案制度の在り方について検討を行い、2003年度末までに結論を得る。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・現在の実用新案制度では保護されず、特許を利用せざるを得ないコンピュータ・ソフトウェアや方法に関する技術についても、実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与え、ライフサイクルが短い技術や、短期間に模倣品が出回る技術の十全な保護を図る。このために、i) 保護対象の制限(物品の形状、構造、組合せ)の撤廃、ii) 保護期間(6年)の延長、iii) 特許と実用新案間の変更等、2003年度末までに実用新案制度の所要の見直しを行う。(下坂本部員)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

実用新案制度の見直しについては、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会実用新案制度WGにおいて、検討が行われています。

14. デザイン保護のために意匠制度を整備する

(1) 推進計画での記載

- i) 魅力あるデザインを創造して、より価値の高い製品を提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。
- ii) ネットワーク上で利用される操作画面(アイコン等)のデザイン等、新たな保護対象についても広く検討を行い、2003年度中に結論を得る。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・魅力あるデザインを活用して、より価値の高い製品を提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。(知的財産国家戦略フォーラム)
- ・ネットワーク上で利用される操作画面(アイコン等)のデザイン等、新たな保護対象についても広く検討を行い、結論を得る。(情報通信ネットワーク産業協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会)
- ・中小企業、デザイン事務所等、中小企業事業者の支援を図るため、意匠権の登録申請等にかかる費用の減免等について検討し、結論を得る。(日本インダストリアルデザイナー協会)
- ・商品寿命が短いデザイン創作物に対して、審査期間を短縮化する。(日本インダストリアルデザイナー協会)

(3) 特許庁での今後の取り組み等

デザインの戦略的活用在即した意匠制度の在り方に関する調査研究は、(財)知的財産研究所における、今年度の研究テーマになっています。

15. ブランド保護のために商標制度を整備する

(1) 推進計画での記載

- i) 魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。
- ii) 2003年度以降、指定商品・役務に関して、国際的に整合性のある表示の統一化の一層の推進を図る。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。**(知的財産国家戦略フォーラム)**
- ・新規のインターネットビジネス等に関連する指定商品・役務に関して、国際的に整合のとれた統一的表示を早期に確立すべく検討し、結論を得る。**(電子情報技術産業協会)**
- ・商標は、商品のブランド戦略上非常に重要で、変更することが困難であるため、可能な限り早期のうちに権利確定させてリーガルリスクを軽減するため、商標の審査期間を短縮化する。**(電子情報技術産業協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会)**

(3) 特許庁での今後の取り組み等

ブランド戦略から見た商標制度の検討課題については、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、検討が行われています。

16. 特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する

(1) 推進計画での記載

特許権等の侵害訴訟と無効審判の関係に関して、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的解決を図るため、2004年末までに、以下の内容について検討を行い、所要の措置を講ずる。

- i) 特許権等の侵害訴訟が提起されている場合には、侵害訴訟の場で当該特許等の無効も判断できることとして、紛争の早期決着を図る。
- ii) 侵害訴訟と重複的に係属する、特許庁における無効審判、訂正審判については、紛争の合理的解決の観点から、侵害訴訟との関係を整理する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・特許権等の侵害をめぐる紛争の一回的解決を図るため、2003年度末までに結論を得、その内容を実現する。**(野間口本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム、大阪商工会議所、関西経済連合会)**
- ・特許権等の侵害訴訟が提起されている場合には、侵害訴訟の場で当該権利の有効性も争えることとする。**(野間口本部員、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、知的財産国家戦略フォーラム、大阪商工会議所、関西経済連合会)**

(3) 特許庁での今後の取り組み等

無効審判の審決取消訴訟継続中における訂正審判請求期間の制限等、紛争処理制度改革関連の法改正は、2004年1月1日から施行される予定です。

17. 国際的な審査協力を推進する

(1) 推進計画での記載

世界各国で権利を取得する出願人の手続負担を軽減し、各国特許庁の業務負担の軽減を図ると共に、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けて、各国特許庁間の審査協力を進める。そのために、2003年度以降、日米欧の三極間、さらにはその他の先進国との間において、先行技術調査結果・審査結果を相互に利用するプロジェクトや審査官交流を一層推進する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・世界各国で権利を取得するための出願人の手続き・費用の負担を軽減し、各国特許庁の業務負担の軽減を図るため、2003年度以降、日米欧の三極間又はその他の先進国との間において、先行技術調査結果・審査結果の相互利用プロジェクトや審査の相互理解を深めるための審査官交流を一層推進する。(中山本部員、野間口本部員、御手洗本部員、日本知的財産協会、日本経済団体連合会、中部経済連合会、大阪商工会議所、知的財産国家戦略フォーラム、ビジネス機械・情報システム産業協会)

18. 特許協力条約 (PCT) の改革を推進する

(1) 推進計画での記載

2003年度以降も引き続き、世界知的所有権機関 (WIPO) におけるPCT改革の議論において、利用者の利便性向上、国際調査機関・国際予備審査機関の先行技術調査や予備審査の一層の活用に向けた議論に精力的に取り組むことにより、国際的な権利取得の円滑化につながる制度構築を進める。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・世界知的所有権機関におけるPCT条約の改革の議論において、2003年度以降ユーザーの利便性向上を図るとともに、国際調査機関の先行技術調査や審査の結果が他国においてより活用される仕組みを検討するなど、国際的な権利取得の円滑化につながる制度構築を進める。(中山本部員、知的財産国家戦略フォーラム、バイオインダストリー協会)

19. 途上国における権利取得を円滑化する

(1) 推進計画での記載

2003年度以降も引き続き、我が国出願人の海外での権利取得を容易にし、十分な保護を図るため、途上国による特許協力条約 (PCT) の締結や我が国において特許となった場合に、その結果に基づき特許を付与する、いわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを、二国間や地域的な枠組みを通じて戦略的に推進する。また、途上国における特許法制度の整備や運用の改善に資するべく、引き続き人材育成や情報化に関する協力を推進する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・わが国出願人の海外での権利取得を容易化し、十分な保護を図るため、途上国での制度整備を支援するとともに、わが国での審査の結果特許となった場合に、その結果に基づき特許を付与する、いわゆる修正実体審査の受入国を、現在の3カ国からさらに拡大するなど、二国間や地域的な取組みを戦略的に推進する。(野間口本部員)

20. 特許制度の国際的な調和を促進する

(1) 推進計画での記載

- i) 2003年度以降も引き続き、WIPOにおける実体特許法条約に関する議論に精力的に取り組み、米国における出願公開制度の全面導入、先発明主義の見直しやグレースピリオドの統一を含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進する。
- ii) 2003年度以降、国際的な権利取得の円滑化を図るために、出願人の母国語による特許出願及びその翻訳文における誤訳の訂正を第三者の利益とのバランスを考慮しつつ可能にする制度が各国において採用されるよう、WIPO等の場において、国際ルール作成の議論を促進する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・2003年度以降、世界知的所有権機関（WIPO）における実体特許法条約に関する議論に精力的に取り組み、米国における公開制度の全面導入や先発明主義の見直しを含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進する。（日本経済団体連合会、日本知的財産協会、電子情報技術産業協会）

21. 国際的な審査情報ネットワークを構築する

(1) 推進計画での記載

- i) 2003年度以降も引き続き、我が国の審査結果を海外に発信し、日米欧特許庁間での審査協力を推進するために、日米欧特許庁間において審査関連情報を相互にアクセスできる情報ネットワークの構築を推進する。また、途上国に対する審査協力を推進するためにアジア産業財産ネットワークの構築を推進する。
- ii) 我が国の審査関連情報が他国の審査において有効に活用され、我が国出願人の権利取得の迅速化、翻訳負担の軽減に資するため、2003年度以降、英語への機械翻訳機能を充実する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・2003年度以降、我が国の審査結果を海外に発信し、三極間での審査協力や修正実体審査の受け入れを推進するために、三極特許庁間において審査関連情報を相互にアクセスできる情報ネットワークや「アジア産業財産権情報ネットワーク」の構築を推進する。（下坂本部員）
- ・わが国の審査関連情報が他国の審査において有効に活用され、わが国出願人の権利取得の迅速化、翻訳負担の軽減に資するため、英語への機械翻訳機能を充実する。（下坂本部員）

22. デザインの国際的保護のための審査協力等を推進する

(1) 推進計画での記載

我が国で創作されるデザインの国際的保護を図るために、2003年度以降も引き続き、アジア諸国等に対する審査協力や体制整備のための協力を推進する。

(2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見

- ・わが国で創作されるデザインの国際的保護を図るとともに、わが国の審査結果の他国での有効活用により出願人の負担を軽減するため、2003年度以降、アジア諸国等に対する審査協力や体制整備のための協力を推進する。（下坂本部員）

23. 商標の国際登録制度の利用を促進する

(1) 推進計画での記載

マドリッド議定書に基づく商標の国際登録制度は、商標の国際的な権利取得を容易にする制度であるため、2003年度以降も引き続き、二国間や地域的な枠組みを通じて、加盟が遅れているアジア太平洋諸国の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。また、途上国における商標法制度の整備や運用の改善に資するべ

く、引き続き人材育成や情報化に関する協力を推進する。

- (2) 策定過程で有識者本部員や各種団体から寄せられた意見
- ・商標の国際登録制度（マドリッド・プロトコル）は、商標の国際的な権利取得を容易にする制度であるため、2003年度以降、二国間・多国間交渉や、WIPOジャパンファンド等の各種枠組みを用いて、加盟が遅れているアジア太平洋諸国の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。（下坂本部員）

III 推進計画と特許戦略計画の関係について

推進計画と同日（2003年7月8日）に公表された特許戦略計画は、知的財産戦略大綱において求められている目標の達成のために策定されたものであり、推進計画と直接的な関係をもつものではありません。

このため、推進計画には記載されているものの、大綱には記載されていない事項については、基本的に特許戦略計画には盛り込まれていません。

しかしながら、「滞貨解消に向けた特別措置」という項目において任期付き任用にふれるなど、推進計画が策定された過程の議論を加味して特許戦略計画が立てられています。

IV. むすび

21世紀の早い時期に知的財産立国を実現するという、我が国の国家目標の達成に向け、知的財産権行政の一翼を担う官庁として、特許庁は非常に重要な立場にあります。

具体的には、この推進計画の実現に向け、審査官の増員などの施策に着手しているほか、審査・審判業務以外にも、例えば、知的財産の創出主体の一つである大学に対して昨年度から展開しているアドバイザーの派遣事業を更に充実させるとともに、全国規模でのセミナーを開催することにより、知的財産の保護や利用についての国民の意識改革に貢献しようとしています。

我々、特技懇会員としても、これらの推進計画に記載された項目に指摘された課題の解決に精力的に取り組んでいく必要があることを肝に銘じながら、日々の業務に向かっていきたいと思えます。

Profile

高山 芳之（たかやま よしゆき）

平成元年4月 特許庁入庁

自動制御審査官、電子計算機業務課、
生産機械審査官、調整課、総務課、
一般機械審査官を経て、

平成14年4月 審判部第13部門審判官

平成15年6月より現職